西北九州市公報

発 行 所 北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

上 次

規 則 ページ

○ 北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める 規則【市民文化スポーツ局文化スポーツ部文化振興課】

3

○ 北九州市芸術文化施設条例施行規則の一部を改正する規則【市民文化 スポーツ局文化スポーツ部文化振興課】

4

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市芸術文化施設条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市漫画ミュージアムの開館時間等を次のとおり定めることにしました

1 開館時間及び休館日

開館時間	休館日
午前11時から午後7時まで	(1) 火曜日(その日が国民の祝日に 関する法律に規定する休日に当たると きは、その翌日) (2) 12月29日から翌年の1月3 日までの日

2 使用料のうち規則で定めるもの

区分					使用料の額
陳	普通	個人	一般	1人1回	400円
列	観覧		中学校及び高等		200円
品	料		学校の生徒		
の観			小学校の児童		100円
覧		団体	一般	1人1回	3 2 0 円
料料		(3	中学校及び高等		160円
		0 人	学校の生徒		
	-	以上)	小学校の児童		80円
	年間	一般	1	1人1年	2,000円
	定期	中学村	交及び高等学校		1,500円
	券	の生徒	ŧ		
		小学校	め 児童		1,000円
器	音響器具	アンフ	Ĵ.		1式につき4時間又はその
具					端数ごとに1,000円
使		ワイキ	アレスマイク		1式につき4時間又はその
用		マナン 公月 に ロ			端数ごとに500円
料		音響着			1 本につき 4 時間又はその 端数ごとに 1 0 0 円
	映像	 液晶プロジェクター			1台につき4時間又はその
	器具	1100 1111 /		端数ごとに6,000円	
		スクリ	リーン		1枚につき4時間又はその
					端数ごとに1,000円
	その	可動陳列ケース			1台につき1回ごとに40
	他の				0円
	器具	展示用パネル			1 枚につき1回ごとに10
					0円

この規則は、平成24年8月3日から施行することにしました。

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年8月2日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第75号

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例(平成24年北九州市条例第28号)の施行期日は、平成24年8月3日とする。

北九州市芸術文化施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成24年8月2日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第76号

北九州市芸術文化施設条例施行規則の一部を改正する規則 北九州市芸術文化施設条例施行規則(平成15年北九州市規則第83号)の 一部を次のように改正する。

第5条中「八幡市民会館及び若松市民会館の美術展示室並びに」を「北九州市漫画ミュージアム、八幡市民会館(美術展示室に限る。)、若松市民会館(美術展示室に限る。)及び」に改める。

第6条の見出しを「(陳列品の観覧料等)」に改め、同条中「条例別表第2 の」の次に「陳列品の観覧料、」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、北九州市漫画ミュージアムにおいて特別の展覧会を開催する場合の陳列品の観覧料は、その都度市長が定める。

別表第1中

Γ

響ホー川	/	午前9時から午
		後10時まで
黒崎文	駐車場以	午前9時から午
化ホー	外の部分	後10時まで
ル	駐車場	午前8時から午
		後11時まで

を

響ホール午前9時から午後10時まで北九州市漫画ミュ午前11時から
午後7時まで(1) 火曜日(その日が国民
の祝日に関する法律(昭和2
3年法律第178号)に規定
する休日に当たるときは、その翌日)
(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

に

黒崎文	駐車場以	午前9時から午	12月29日から翌年の1月3
化ホー	外の部分	後10時まで	日までの日
ル	駐車場	午前8時から午	
		後11時まで	

改める。

別表第2中「器具、設備及び駐車場」を「区分」に、

浴場1槽につき4時間又はその端数ごとに1,000円

Γ

		浴場				1槽につき4時間又はその端
						数ごとに1,000円
漫画	陳列	普通	個人	一般	1人	400円
ミュ	品の	観覧		中学校	1回	200円
ージ	観覧	料		及び高		
アム	料			等学校	,	
				の生徒		
				小学校		100円
				の児童		
			団体	一般	1人	3 2 0 円
			(3	中学校	1回	160円
			0人	及び高		
			以上	等学校		
)	の生徒		
				小学校		80円
				の児童		
		年間	一般		1人	2,000円
		定期	中学	 校及び	1年	1,500円
		券	高等	学校の		
			生徒			
			小学	校の児		1,000円
			童			

に

を

器具	音響	アンプ	1式につき4時間又はその端
使用	器具		数ごとに1,000円
料		ワイヤレスマイク	1式につき4時間又はその端
			数ごとに500円
		音響器具用スタン	1本につき4時間又はその端
		ド	数ごとに100円
	映像	液晶プロジェクタ	1台につき4時間又はその端
	器具		数ごとに6,000円
		スクリーン	1枚につき4時間又はその端
			数ごとに1,000円
	その	可動陳列ケース	1台につき1回ごとに400
	他の		円
	器具	展示用パネル	1枚につき1回ごとに100
			円

改め、同表に備考として次のように加える。

備考 漫画ミュージアムの年間定期券による観覧は、特別の展覧会の観覧を 除く。

付 則

この規則は、平成24年8月3日から施行する。